



## 敵対的買収防衛策の税務

制度調査部

齋藤 純

### ライツプランに係る原則的な課税関係

#### 【要約】

6月の株主総会に向けて、買収防衛策の導入に向けた動きが活発になっている。

2005年6月の株主総会に向けては数種類の買収防衛策が検討されているが、その中でもより強力な防衛策として注目されているのがライツプランである。しかし、ライツプランに関しては税務上の取扱いが不明確であることから、導入に向けた阻害要因になりかねないとの指摘がある。

こうした状況を受け、4月末に開催された自民党の企業統治委員会において、国税庁がライツプランに関する原則的な課税関係を提示した。これによると、ライツプランの導入時には、一定の条件の下、課税関係は発生しないこととされている。

6月末の株主総会に向けて、買収防衛策の導入に向けた動きが活発だ。

ライブドアによるニッポン放送買収問題は一応の決着を見たが、昨年のUFJグループを巡るメガバンクの攻防なども経験して、企業買収に対する意識が確実に変わりつつある。また、わが国ではこれまで、株式の持合いを通じた安定株主の存在が買収に対する抑制効果を持っていたが、持合い解消が進んだ今、従来よりも企業が無防備になっていることも影響しているものと思われる。

2005年6月の株主総会に向けては、授権株式数の拡大、取締役の余剰枠の削減などの防衛策が検討されているが、いずれも即効性を有するものとは言い難い。そこで、より強力な防衛策として考えられているのがライツプランである。

ライツプランとは、時価よりも大幅に低い価額で権利行使できる新株予約権を全株主に発行し、特定の買収者のみ権利行使できないこととする仕組みである。発行会社が定める特定の買収者(例えば20%超の株式を保有することとなる買収者)が現れた場合に株主に新株予約権を付与、買収者以外の株主が権利行使を行うことにより、買収者の持株割合が劇的に低下する。現時点では、イー・アクセスや西濃運輸などが導入を発表している。

ライツプランに関しては、新株予約権の発行時・付与時などの課税関係が不明確な点が導入に向けた阻害要因になりかねないと指摘されていたが、防衛策の整備が急務となっている状況を受け、国税庁は、新株予約権を用いた敵対的買収防衛策に関する原則的な課税関係を示した(次ページ以降の図表参照<sup>1)</sup>)。

#### ライツプラン導入時は課税なし

ライツプランは、主に、事前警告型ライツプラン、信託型ライツプラン(直接型)、信託型ライツプラン(SPC型)に分類され、国税庁が示した税務上の取扱いもこの3類型に沿って整理されている。ライツプランの税務についてはプラン導入時の課税関係が最大の焦点となっていたが、3類

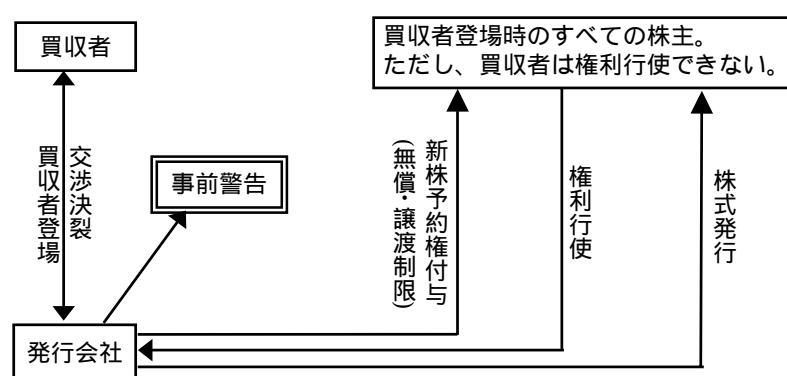
<sup>1</sup> 当該図表は、4月28日の自民党の企業統治委員会で国税庁が提示されたもので、現在は国税庁のウェブサイト(<http://www.nta.go.jp/category/tutatu/sonota/houzin/4068/01.htm>)にも掲載されている。

型いずれについても、新株予約権の譲渡が制限されることなどを条件に、信託銀行や SPC への新株予約権の発行時(事前警告型の場合はライツプラン導入時)には課税されないとされている点がポイントである。

ライツプランは基本的に発動は想定されていないが、仮に発動された場合には、株主に対し新株予約権の付与时(個人株主の場合は新株予約権の行使時)に課税される。ただし、信託型ライツプラン(SPC 型)の場合には、個人株主・法人株主を問わず SPC からの譲渡時に課税される。

今回、原則的な課税関係がほぼ明らかになったことで、今後は、経営者の保身目的と判断されないような中立的な仕組み作りがポイントとなる。

### 事前警告型ライツプランに係る税務上の取扱い(第一類型)

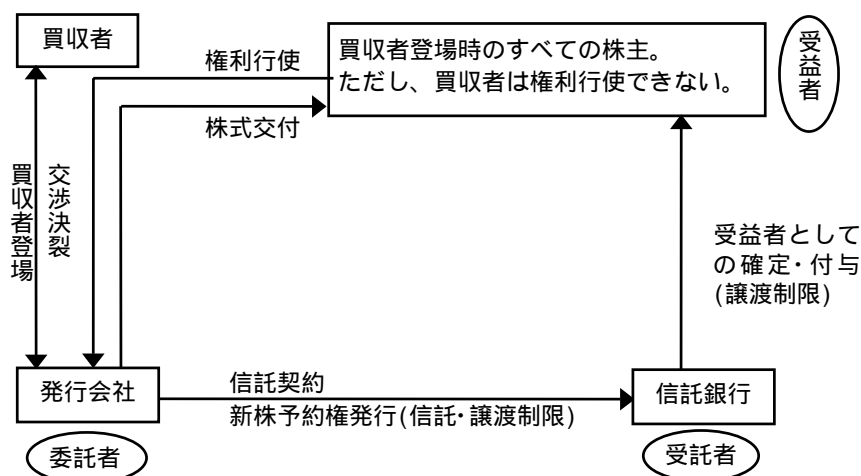


#### 原則的な課税関係

区分	発行会社	付与を受けた法人株主	付与を受けた個人株主
の時点 [事前警告]			
・ の時点 [買収者の登場・決裂]			
の時点 [新株予約権の付与]		新株予約権の時価相当額の受贈益が生ずる。(注)	(所得税法施行令第 84 条)
・ の時点 [新株予約権の行使]			株式の時価と権利行使価額(新株予約権を行使した際の払込金額)との差額に課税される。

(注)新株予約権を所有している場合に、消却等があったときには、付与を受けた法人において帳簿価額相当額の雑損が生ずる。その消却等が受贈益の生じた事業年度と同一事業年度である場合には、結果として、課税関係は生じない。

信託型ライツプラン(直接型)に係る税務上の取扱い(第二類型)

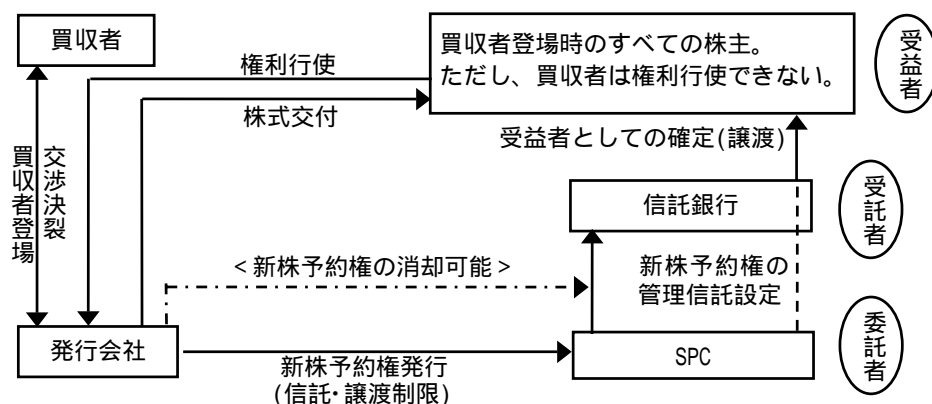


原則的な課税関係

区分	発行会社	信託銀行	付与を受けた法人株主	付与を受けた個人株主
・ の時点[ 信託契約・ 新株予約権の発行]				
・ の時点 [ 買収者の登場・ 決裂]				
の時点 [ 新株予約権の付与]			新株予約権の時価相当額 の受贈益が生ずる。(注)	(所得税法施行令第 84 条)
・ の時点 [ 新株予約権の行使]				株式の時価と権利行使価額 (新株予約権を行使した際 の払込金額)との差額に課 税される。

(注)新株予約権を所有している場合に、消却等があったときには、付与を受けた法人において帳簿価額相当額の雑損が生ずる。その消却等が受贈益の生じた事業年度と同一事業年度である場合には、結果として、課税関係は生じない。

## 信託型ライツプラン(SPC型)に係る税務上の取扱い(第三類型)



## 原則的な課税関係

区分	発行会社	SPC	信託銀行	付与を受けた法人株主	付与を受けた個人株主
の時点 [新株予約権の付与]		原則として新株予約権の時価相当額の受贈益が生ずるが、契約条件により課税されない場合がある。(注1、2)			
の時点 [管理信託の設定]					
・ の時点 [買収者の登場・決裂]					
の時点 [SPCから株主への譲渡]		契約条件によりSPCに寄附金課税は生じない。(注3)		新株予約権の時価相当額の受贈益が生ずる。(注2)	新株予約権の時価相当額の経済的利益が生ずる。
・ の時点 [新株予約権の行使]					

(注)1. 新株予約権の時価算定に当たり、発行会社とSPCとの契約において、SPCが新株予約権を他の第三者に譲渡することが実質できない契約である等の価格のマイナス要因等により、結果として、の時点での時価が限りなくゼロに近くなる場合があり得る。

2. 新株予約権を所有している場合に、消却等があったときには、SPC又は譲渡を受けた法人において帳簿価額相当額の雑損が生ずる。その消却等が受贈益の生じた事業年度と同一事業年度である場合には、結果として、課税関係は生じない。

3. の時点の時価と の時点の時価との差額が譲渡損益と認識されるとともに、 の時点の時価が費用・損失と認識されることから、結果として、 の時点の受贈益に見合う費用・損失が生ずる。